

第1回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
5 6 23	行政不服審査関連三法の概要	1
5	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表	2
6	嬉野市行政不服審査関係手数料条例の概要について	16
7	嬉野市犯罪被害者等支援条例 資料	17
8	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	18
9	嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	35
10	嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	40
11	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	41
12	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表	44
13	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	45
14	嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	46
15	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	47
16	嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表	53
17	嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表	54
18	嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表	58
19	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表	59
20	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表	63
21	市道路線の廃止 位置図	64
22	市道路線の認定 位置図	65

行政不服審査法関連3法の概要

行政不服審査法(平成26年法律第68号)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)

行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度(不服申立て)について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

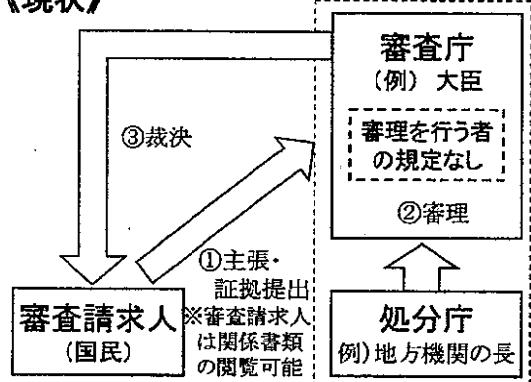
行政不服審査法

平成28年4月1日施行

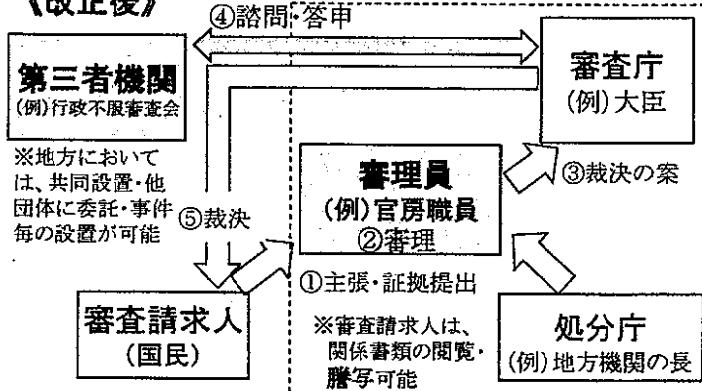
○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・処分に関与しない職員(審理員)が両者の主張を公平に審理
- ・有識者から成る第三者機関が大臣等(審査庁)の判断をチェック

《現状》



《改正後》



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」(選択制)を導入

○審査請求をすることができる期間(審査請求期間)を3か月に延長(現行60日)など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

平成28年4月1日施行

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・不服申立前置(不服申立てを経なければ出訴できないとする定め)の廃止・縮小など

行政手続法の一部を改正する法律

平成27年4月1日施行

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・処分等の求め(書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度)
- ・行政指導の中止等の求め(違法な行政指導の中止等を求める制度)など

平成27年3月議会にて「嬉野市行政手続条例の一部改正」により対応済み

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【第1条関係】嬉野市情報公開条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第3章 <u>審査請求等</u>（第16条—第23条）</p> <p>（第三者に対する意見書の提出の機会の付与等）</p> <p>第13条 公開請求に係る公文書に市の機関、国等及び請求者以外のもの（以下この条、第17条第4項及び第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3章 <u>審査請求等</u> （審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p> <p>第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p>	<p>目次</p> <p>第3章 <u>不服申立て等</u>（第16条—第23条）</p> <p>（第三者に対する意見書の提出の機会の付与等）</p> <p>第13条 公開請求に係る公文書に市の機関、国等及び請求者以外のもの（以下この条、第17条及び第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3章 <u>不服申立て等</u> （不服申立ての処置）</p> <p>第16条 実施機関は、公開決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、審査会に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る非公開決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該非公開決定等について反対意見書が提出されていいる場合を除く。</p> <p>2 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重し</p>

(審査請求の処置)

第17条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、審査会が第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等

て、速やかに、不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(諸問をした旨の通知)

第17条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合

<p>における手続)</p> <p>第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決 (2) <u>審査請求</u>に係る公開決定等（<u>公開請求</u>に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。） <p>（審査会の担任事務等）</p> <p>第20条 審査会は、実施機関の諸間に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>第17条第1項に規定する審査請求に対する裁決</u> (2) (略) <p>2～4 (略)</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。</p> <p>（審査会の審議手続）</p> <p>第22条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、<u>審査請求人</u>又は</p>	<p>等における手続)</p> <p>第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u> (2) <u>不服申立て</u>に係る非公開決定等を変更し、当該非公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。） <p>（審査会の担任事務等）</p> <p>第20条 審査会は、実施機関の諸間に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>第16条第1項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決</u> (2) (略) <p>2～4 (略)</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。</p> <p>（審査会の審議手続）</p> <p>第22条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、<u>不服申立人</u>又は</p>
--	---

参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、前条第2項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

6 審査会は、第4項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 審査会は、第5項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

8 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表す

参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

5 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

6 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表す

るものとする。

るものとする。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【第2条関係】嬉野市個人情報保護条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
目次	目次
<p>第4章 審査請求（第43条—第53条） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第44条第4項及び第45条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条第1項及び第4項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 (開示の実施)</p> <p>第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作</p>	<p>第4章 不服申立て（第43条—第53条） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第44条及び第45条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条及び第44条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。 (開示の実施)</p> <p>第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法に</p>

られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 (略)

第4章 審査請求 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

より行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 (略)

第4章 不服申立て (審査会への諮問)

第43条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第45条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認

して利用停止をする旨の決定を除く。) を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。

3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関

(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求人に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者者（当該第三者者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第45条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第47条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第45条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第47条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立て人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立て人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

<p>(意見の陳述)</p> <p>第48条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第49条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第50条 審査会は、<u>第47条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出</u>があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した<u>審査請求人等以外の審査請求人等</u>に送付するものとする。ただし、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該<u>審査請求人等</u>以外のものの利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、<u>第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとす</u></p>	<p>(意見の陳述)</p> <p>第48条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第49条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料等の閲覧)</p> <p>第50条</p> <p><u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該<u>不服申立人等</u>以外のものの利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p>
---	--

るときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第51条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第52条 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第51条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手續は、公開しない。

(答申書の送付等)

第52条 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立て人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【第3条関係】嬉野市行政手続条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(聴聞の主宰)	(聴聞の主宰)
第19条 (略)	第19条 (略)
2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰できない。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に規定する者であった者 (5)・(6) (略)	2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰できない。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に規定する者であった <u>ことのあ</u> る者 (5)・(6) (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【第4条関係】嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(審査の申出)	(審査の申出)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 審査申出入の氏名又は名称及び住所又は居所	(1) 審査申出入の氏名又は名称及び住所
(2) 審査の申出に係る処分の内容	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	
3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、 <u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。	3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。
4・5 (略)	4・5 (略)
6 審査申出入は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。	
(書面審理)	(書面審理)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使	

用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 (略)

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 (略)

2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 (略)

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。

2 (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【第5条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第27条 (略) 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	第27条 (略) 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
3～6 (略)	3～6 (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【第6条関係】嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(災害等による期限の延長)	(災害等による期限の延長)
第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。	第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。
2～5 (略)	2～5 (略)

嬉野市行政不服審査関係手数料条例の概要について

1 手数料徴収の対象事務について

現行制度では、不服申立てに関し、処分庁等から審査庁に提出された書類等について、閲覧をすることは可能ですが、写しの交付を受けることはできません。

新制度では、これらの書類等について、閲覧だけでなく、写しの交付を求めるものもできるようになります。新法では、その写しの交付を受ける者に対し、所定の手数料を納めることを義務付けています。当該手数料の額、徴収方法その他の必要事項について条例で定めることとなります。

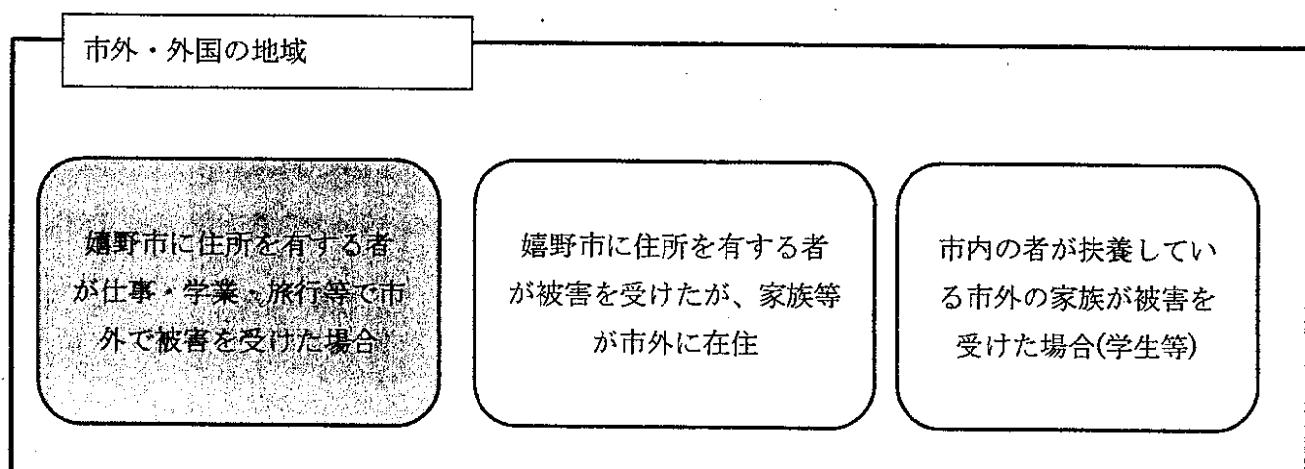
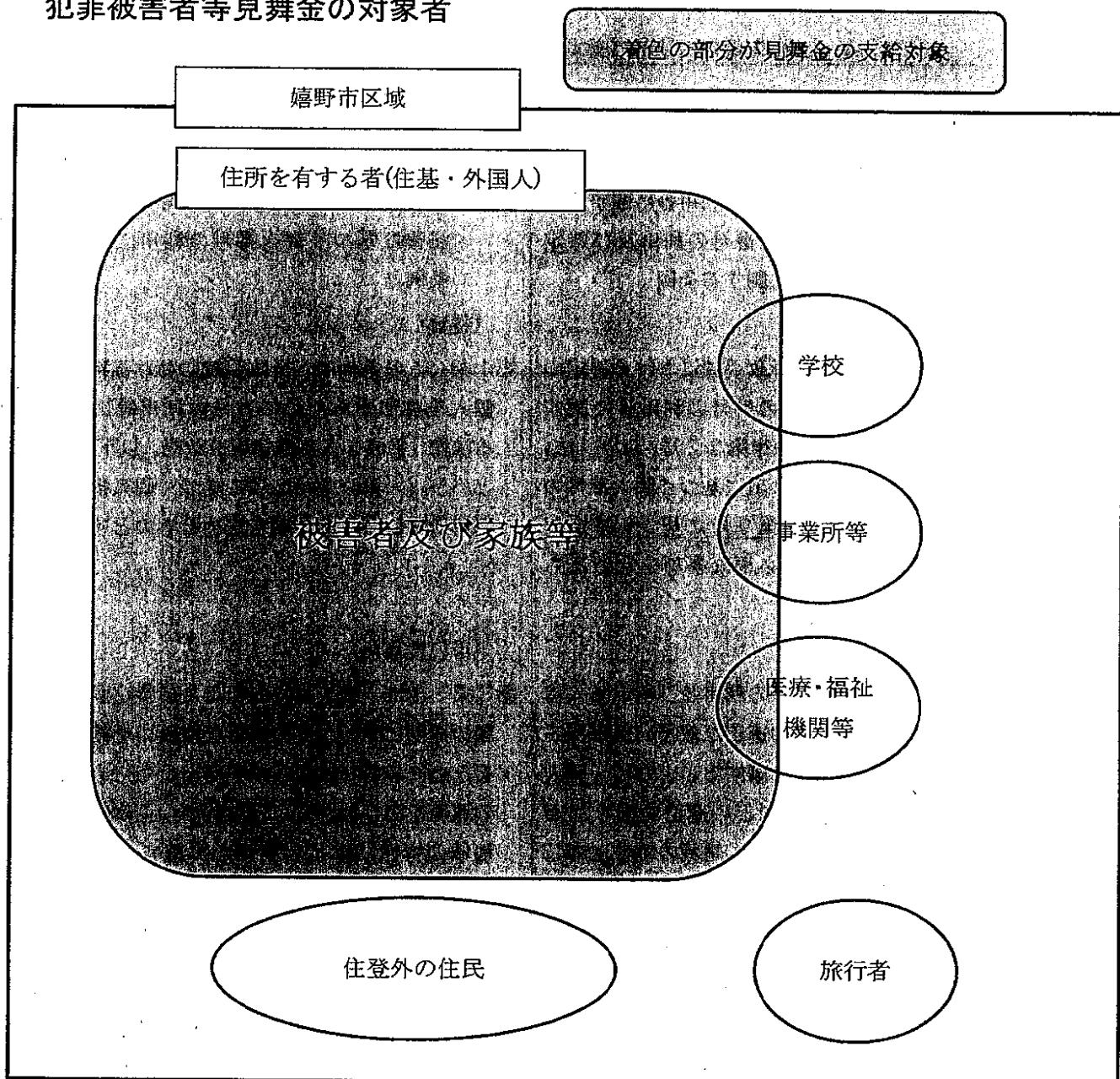
今回の法改正により手数料を徴収すべきかどうかの検討を要すると考えられるものは、次のとおりです。

区分	事務	根拠規定	減免の決定権者
A	審査請求があった場合における審理員による審理手続中の事件に係る提出書類等の写し等の交付	新法第38条第1項	審理員
B	審査請求があった場合における審査庁による審理手続中の事件に係る提出書類等の写し等の交付	新法第9条第3項の規定により読み替えて適用する新法第38条第1項	審査庁
C	条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に係る異議の申出があった場合における選挙管理委員会による審理手続中の事件に係る提出書類等の写し等の交付	新地方自治法第258条第1項において準用する新法第38条第1項	選挙管理委員会
D	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出並びに地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出があった場合における選挙管理委員会による審理手続中の事件に係る提出書類等の写し等の交付	新公職選挙法第216条第1項において準用する新法第38条第1項	選挙管理委員会
E	固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出があった場合における固定資産評価審査委員会による審理手続中の事件に係る提出書類等の写し等の交付	新地方税法第433条第11項において準用する新法第38条第1項	固定資産評価審査委員会

2 手数料を徴収することとする場合の留意点

- ① 条例事項 条例で、手数料を徴収する事務、金額、減免の手続等について規定する必要があります。
- ② 金額設定 新法第38条第4項及び第78条第4項の規定で「実費の範囲内において条例で定める額」と規定されていることから、手数料の額については、実費の範囲内とする必要があります。
- ③ 減免の判断 手数料の減免については、「条例で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる」とされています。その条件は、新法では「経済的困難その他特別の理由があると認めるとき」と規定されています。

犯罪被害者等見舞金の対象者



※ 傷害見舞金は、嬉野市の住所を有する本人にのみ支給する。

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、<u>個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</u></p> <p>(利用者の責務)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 <u>別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の</u></p>	<p>嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(利用者の責務)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p>

個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

3 (略)

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
2 市長	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第100号）による医療費の

2 (略)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

	助成に関する事務であって規則で定めるもの	
3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第104号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じ、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施している外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
5 市長	嬉野市福祉タクシー事業実施要綱（平成18年嬉野市告示第36号）による重度心身障害者に対する福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	嬉野市重度障害者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成18年嬉野市告示第34号）による重度障害者紙おむつ助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	
7 市長	嬉野市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成27年嬉野市告示第86号）による軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	
8 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例（平成18年嬉野市条例第81号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	
9 教育委員会	嬉野市就学援助要綱（平成18年嬉野市教育委員会告示第5号）による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	
10 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成27年嬉野市教育委員会告示第1号）による特別支援教育就学奨励費の支給等に関する	

		事務であつて規則で定めるもの
別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報
1 市長	嬉野市 子育て 支援医 療費の 助成に る 事務で あつて 規則で 定め るもの	住民基本台帳法(昭和42年法律81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であつて規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であつて規則で定めるもの 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であつて規則で定めるもの 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」)

		という。) であって規則で定めるもの
2 市長	嬉野市ひとり家庭等費助成する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子育て支援医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	条例による医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		子育て支援医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
4 市長	生活保護法に準じ、行政措置として日本国民に対する生保活動に取り組み、実施していける個人の保護の	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの

	決 定 及 び実施、 就 労 自 立 給 付 金 の 支 給、保護 に 要 す る 費 用 の 返 還 又 は 微 收 金 の 微 収 に 関 す る 事 務 で あ つ て 規 则 で 定 め る もの	児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
		子育て支援医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
		障害者関係情報であつて規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下「児童手当関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
5 市長	嬉野市 福社タ クシ一 事業実 施要綱 によ る重 度心 身障が い者に 対する 福社タ クシ一	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する情報であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		障害者関係情報であつて規則で定めるもの

		のに るで て あつ 規則 定め もの	
6 市長	嬉野市 重度障 害者等 紙お つ費 事施 に重 害お 助業 する 務で つ規 則め の	住民票関係情報であつて 規則で定めるもの 地方税関係情報であつて 規則で定めるもの 障害者関係情報であつて 規則で定めるもの	
7 市長	嬉野市 軽度・中 度難聴 児補聴 器費事 施に輕 度難聴 児器費 事施に あるで てで れる	住民票関係情報であつて 規則で定めるもの 地方税関係情報であつて 規則で定めるもの 障害者関係情報であつて 規則で定めるもの	

8 市長	生活保護法による決定及び実施、就労自立金の支給、保護するのに要する費用返還は金の徴収に係る事務であつて規則で定めるもの	<p>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>子育て支援医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p>
9 市長	児童扶養手当による児童扶養手当の支給に係る事務であつて規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p>
10 市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項)	<p>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>

	に規定する付をう。)支給する事務あつて規則で定めるもの	
1 1 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものたための教育・保育の給付の又は支給は地域ども・子育て支援の事業施設による事実関係する事務であつて規則で定めるもの	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
1 2 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

	額障害児通所給付費、肢体力自由所療費、児相害談給若は障相援費給の福一の提供、保育にいるの若は又用取する務つ則めの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
13 市長	身体障害者福祉法による害福祉サービス、障害者支援施設への所措はのに	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの

	る事務 であつ て規則 で定め るもの	
14 市長	知的障 害者福 祉法に よる障 害福祉 サービ ス、障害 者支援 施設等の 措置はの に關する 事務であ つて規則 で定め るもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 障害者関係情報であつて規則で定めるもの
15 市長	老人福 祉法(昭 和38年 法律第13 3号)によ る福祉措 置に関する 事務であ つて規則 で定め るもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
16 市長	障害者の 日常生活及 び社会生 活を総合的 に支援す るための法 律によ	住民票関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

	立 給 付 の 又 地 活 事 実 關 事 あ 規 則 定 め る もの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定める者
17 市長	地方税 その他の 方 税 関 法 び ら 律 づ 例 る 税 課 又 方 關 調 則 の を む。) 関 事 務 あ つ て 規 則 定 め る もの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの

	付 給 の 支 は の に る で て あ つ 規 則 で 定 め る も の	
19 市長	健 康 増 進 法 (平 成 14 年 法 律 第 10 3号) に よ る 健 康 増 進 事 業 の 実 施 に る で て あ つ 規 則 で 定 め る も の	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	母 子 保 健 法 (昭 和 40 年 法 律 第 14 1号) に よ る 保 健 指 導 、 新 生 の 訪 問 指 導 、 健 康 診 査 、 妊 娠 の 届 出 、 母 子 健 康 手 帳 の 交 付 、 妊 產 婦 の 訪 問 指 導 、 低 体 重 兒 の 届 出 、 未	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

の指 育の若 は医要 費支はの にるにる でてで てて 規則め るもの	児問養 療付く育 にるの又 用収す 用給費 徴関事 あ規定 もの	熟訪導、 医給し、 養療する 用給費徴 関事あ規 定もの
---	---	---

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じ、行政措置として日本国民に対する生활保護に取扱いによって実施している外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

	規則で定めるもの		
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	嬉野市就学援助要綱による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

			児童扶養手当 関係情報であ って規則で定 めるもの	
5 教 育 委 員 会	嬉野市特 別支援教 育就学獎 励費補助 金交付要 する支 援 綱 特別教 育就学 獎 励費 支 給等に 關する事 務であつ て規則で 定めるも の	市長	住民票関係情 報であって規 則で定めるも の	

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>嬉野市空き家等の適切な管理に関する条例</u> <u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>空家対策の推進に関する特別措置法</u>（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、<u>空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が周辺の生活環境を害し、並びに市民等の生命、身体及び財産に被害を及ぼすことを防止し、地域環境の保全を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空家等</u> 法第2条第1項に規定する<u>空家等</u>をいう。</p> <p>(2) <u>特定空家等</u> 法第2条第2項に規定する<u>特定空家等</u>をいう。</p> <p>(3) <u>所有者等</u> 法第3条に規定する<u>所有者</u></p>	<p><u>嬉野市空き家等の適正管理に関する条例</u> <u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等による事故、犯罪、火災等を未然に防止し、地域環境の保全を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空き家等</u> 市内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。）で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。</p> <p>(2) <u>危険な状態</u> 次に掲げる状態をいう。 ア <u>老朽化若しくは台風等の自然災害により建物その他の工作物が倒壊し、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散することにより、人の生命、身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態</u> イ <u>不特定の者に空き家等に侵入され、犯罪又は火災等を誘発するおそれのある状態</u> ヲ <u>空き家等に動植物、昆虫等が繁殖し、周囲の生活環境の保全に著しく支障を及ぼすおそれがある状態</u></p> <p>(3) <u>所有者等</u> 空き家等の所有者若しくは</p>

等をいう。

(4) (略)

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、特定空家等の所有者等と当該特定空家等による害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、当該空家等が特定空家等にならないように自らの責任において適切に管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、特定空家等となるおそれのある空家等を発見したときは、市長に対し、当該情報を提供するものとする。

占有者又は空き家等を管理すべき者をいう。

(4) (略)

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、危険な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が危険な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、空き家等が危険な状態であると認めるときは、市長に対し、当該情報を提供するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の規定による情報提供を受けたとき、又は空き家等が危険な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等の所在、危険な状態の程度等を調査するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要と認めるとときは、所有者等を特定するために必要な情報を関係部署に照会することができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又は指導)

第8条 市長は、空き家等が現に危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると

(助成)

第6条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告に従って措置を講ずる者に対し、規則で定めるところにより必要な助成をすることができる。

(寄附の申出)

第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等から、当該特定空家等について寄附の申出があった場合は、規則で定める要件を満たした場合に限り、当該申出を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により寄附の申出を受けた場合、速やかに当該特定空家等の適切な管理を行わなければならない。

(公表)

第8条 市長は、特定空家等の所有者等が法第14条第3項の規定による命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) (略)

認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が引き続き危険な状態にあるときは、所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(助成)

第10条 市長は、第8条の規定による助言若しくは指導又は前条の規定による勧告に従って措置を講ずる者に対し、規則で定めるところにより必要な助成をすることができる。

(寄附の申出)

第11条 市長は、第8条の規定による助言若しくは指導又は第9条の規定による勧告を受けた空き家等の所有者等から、当該空き家等について寄附の申出があった場合は、規則で定める要件を満たした場合に限り、当該申出を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により寄附の申出を受けた場合、速やかに当該空き家等の危険な状態の除去を行わなければならない。

(命令)

第12条 市長は、第9条の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第13条 市長は、空き家等の所有者等が前条の規定による命令に基づく措置を期限までに講じないとときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) (略)

(2) 特定空家等の所在地及び種別
(3)・(4) (略)
2 (略)

(緊急安全措置)

第9条 市長は、特定空家等の倒壊等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは当該おそれを解消するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 (略)

（空家等対策計画）

第10条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策について計画を策定するものとする。

（空家等対策協議会）

第11条 市長は、法第7条第1項の規定により、前条に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、嬉野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第7条第2項に規

(2) 空き家等の所在地及び種別
(3)・(4) (略)

2 (略)

（代執行）

第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

(緊急安全措置)

第15条 市長は、空き家等が著しく危険な状態にあり、その状態を放置することにより、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第8条、第9条及び第12条の規定による助言若しくは指導、勧告又は命令を行った上で、所有者等の同意を得て、法令に違反しない限りにおいて、当該危険な状態を解消するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 (略)

定する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(関係機関との連携)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

(関係機関との連携)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(報告事項)	(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 人事評価の状況</u>	<u>(2) (略)</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>(3) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>
<u>(5) 休業に関する状況</u>	<u>(5) (略)</u>
<u>(6) (略)</u>	<u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u>
<u>(7) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
<u>(8) 退職管理の状況</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(9) 職員の研修の状況</u>	<u>(9) (略)</u>
<u>(10) (略)</u>	<u>(10) (略)</u>
<u>(11) (略)</u>	<u>(11) (略)</u>
(公表の方法)	(公表の方法)
第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。	第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) (略)</u>	<u>(2) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法</u>
	<u>(3) (略)</u>
	<u>2 前項第2号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。</u>
	<u>(1) 嬉野市役所</u>
	<u>(2) 吉田出張所</u>

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

改正案	現 行
(休暇の種類等)	(休暇の種類等)
第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、夏季休暇、公務災害による休暇、結核性疾患による休暇、病気休暇、生理休暇、産前及び産後の通院休暇、妊婦の通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、産前及び産後の休暇、出産補助休暇、育児休暇、特別休暇、 <u>慶弔休暇及び介護休暇</u> とする。	第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、夏季休暇、公務災害による休暇、結核性疾患による休暇、病気休暇、生理休暇、産前及び産後の通院休暇、妊婦の通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、産前及び産後の休暇、出産補助休暇、育児休暇、特別休暇、 <u>慶弔休暇、介護休暇及び組合休暇</u> とする。
2 前項の休暇は、介護休暇を除き、有給休暇とする。	2 前項の休暇は、 <u>介護休暇及び組合休暇</u> を除き、有給休暇とする。
(育児休暇)	(育児休暇)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>男性職員の育児参加のための休暇は、職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるときにおいて与えるものとし、その日数は、当該期間内における5日以内の必要な日数とする。</u>	
(特別休暇)	(特別休暇)
第25条 職員が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。	第25条 職員が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) <u>養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護（負</u>	(5) <u>養育する小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護（負</u>

傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。) を行う場合 一の年において5日(子が2人以上の場合にあっては10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(6)～(10) (略)

(11) 風、水、震、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める期間

(休暇の承認)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。) を行う場合 一の年において5日(子が2人以上の場合にあっては10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(6)～(10) (略)

(組合休暇)

第28条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。

2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、1暦年につき20日を超えて与えることはできない。

(休暇の承認)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

改正案	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合<u>(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)</u>を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第15条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。<u>ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第15条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) 第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

【第2条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) 第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【第2条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【第2条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は、給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
別表(第5条関係)行政職給料表(略)	別表(第5条関係)行政職給料表(略)

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(給料表及び職務の級)	(給料表)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、 <u>等級別基準職務表（別表第2）</u> に定めるとおりとする。	3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、 <u>市長が定める</u> 。
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の80</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の30</u> の

	<u>4.0</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
<u>別表第1 (第5条関係)</u>	<u>別表 (第5条関係)</u>
<u>行政職給料表 (略)</u>	<u>行政職給料表 (略)</u>
<u>別表第2 (第5条関係)</u>	
<u>等級別基準職務表 (略)</u>	

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第3条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行																																
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																																
第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>378,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>426,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>479,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>541,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>617,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>721,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>843,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	378,000円	2	426,000円	3	479,000円	4	541,000円	5	617,000円	6	721,000円	7	843,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>377,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>425,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>478,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>541,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>617,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>721,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>843,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	377,000円	2	425,000円	3	478,000円	4	541,000円	5	617,000円	6	721,000円	7	843,000円
号給	給料月額																																
1	378,000円																																
2	426,000円																																
3	479,000円																																
4	541,000円																																
5	617,000円																																
6	721,000円																																
7	843,000円																																
号給	給料月額																																
1	377,000円																																
2	425,000円																																
3	478,000円																																
4	541,000円																																
5	617,000円																																
6	721,000円																																
7	843,000円																																
2~5 (略)	2~5 (略)																																
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																																
第7条 (略)	第7条 (略)																																
2 (略)	2 (略)																																
3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。	3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。																																

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第4条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次に掲げる号給に決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合</u></p> <p>(3) <u>3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合</u></p> <p>(4) <u>4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合</u></p> <p>(5) <u>5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合</u></p> <p>(6) <u>6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合</u></p> <p>(7) <u>7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</u></p> <p>3～5 (略)</p>

(給与条例の適用除外等)

第7条 (略)

2 (略)

3 特定期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の122.5」とする。

(給与条例の適用除外等)

第7条 (略)

2 (略)

3 特定期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、 <u>一般会計 歳入歳出予算</u> で定める額とする。	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、 <u>嬉野市の まちづくりを応援することを目的として寄 附された寄附金</u> の額とする。

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																				
(使用料) 第11条 利用者は、別表第1から別表第4までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、生徒及び児童のみが利用する場合の占用使用料は、半額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。	(使用料) 第11条 利用者は、別表第1から別表第4までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、 <u>生徒及び児童の個人使用料並びに</u> 生徒及び児童のみが利用する場合の占用使用料は、半額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。																				
別表第2（第11条、第19条関係）	別表第2（第11条、第19条関係）																				
1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料	1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館 体育の催物のための利用</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>その他の催物のための利用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>別館 本館と併用の場合</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>単独利用の場合</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料(1時間当たり)	本館 体育の催物のための利用	800円	その他の催物のための利用	2,400円	別館 本館と併用の場合	200円	単独利用の場合	400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館 体育の催物のための利用</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>その他の催物のための利用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>別館 本館と併用の場合</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>単独利用の場合</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料(1時間当たり)	本館 体育の催物のための利用	800円	その他の催物のための利用	2,400円	別館 本館と併用の場合	200円	単独利用の場合	400円
区分	使用料(1時間当たり)																				
本館 体育の催物のための利用	800円																				
その他の催物のための利用	2,400円																				
別館 本館と併用の場合	200円																				
単独利用の場合	400円																				
区分	使用料(1時間当たり)																				
本館 体育の催物のための利用	800円																				
その他の催物のための利用	2,400円																				
別館 本館と併用の場合	200円																				
単独利用の場合	400円																				
備考	備考																				
<p>1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。</p> <p>2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。</p> <p>3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 市内に居住する者 (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者 (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生</p>	<p>1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。</p> <p>2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。</p> <p>3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 市内に居住する者 (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者 (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生</p>																				

(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料(税込み)に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割(市外居住者が利用する場合にあっては、30割)の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。
- 7 催物の準備又はリハーサルのため利用する場合は、この表による使用料の5割の額とする。
- 8 市内に居住する者が、結婚式場及び結婚披露宴会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、1回当たり21,000円とする。

(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料(税込み)に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割(市外居住者が利用する場合にあっては、30割)の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。
- 7 練習のため利用する場合は、この表による使用料の5割の額とする。
- 8 市内に居住する者が、結婚式場及び結婚披露宴会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、1回当たり21,000円とする。

2 嬉野市体育館の試合利用に係る使用料

区分	使用料(1時間当たり)
バスケットボール (一式)	320円
バレーボール(一式)	320円
バドミントン(一式)	160円
卓球(一式)	50円
体操	1種目当たり 100円
体育器具を利用しない場合	1人当たり 20円

備考

- 1 この表は、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が結成したスポー

2 嬉野市体育館の練習使用料

区分	使用料（1時間当たり）
1面	400円
半面	200円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 午後5時以降利用の場合は、この表による使用料に5割の額を加算する。
- 4 電灯を使用する場合は、1時間当たり300円を加算する。

3 嬉野市体育館の附属設備使用料

区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明設備(一式)	500円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は利用者の

ツクラブが試合のために利用する場合に適用する。

2 この表に定める使用料には、消費税額を含む。

3 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

3 嬉野市体育館の練習使用料

区分	使用料（1時間当たり）
バスケットボール (1面)	200円
バレーボール(1面)	200円
バドミントン(1面)	150円
卓球(1台)	100円
体操	1人当たり 20円
剣道	1人当たり 20円
柔道	1人当たり 20円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 午後5時以降利用の場合は、この表による使用料に5割の額を加算する。
- 4 電灯を使用する場合は、1時間当たり300円を加算する。

4 嬉野市体育館の附属設備使用料

区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明設備(一式)	500円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は利用者の

負担とする。

4 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館	3,000円
別館	100円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

負担とする。

5 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館	3,000円
別館	100円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(分担金の納入義務者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する集落営農組織とは、特定農業団体（法第23条第4項に規定する団体をいう。）としての、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する組織をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 集落営農組織設立後5年以内に農地所有適格法人となる計画を策定すること。</p>	<p>(分担金の納入義務者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する集落営農組織とは、特定農業団体（法第23条第4項に規定する団体をいう。）としての、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する組織をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 集落営農組織設立後5年以内に農業生産法人となる計画を策定すること。</p>

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案		現 行	
(設置)		(設置)	
第2条 都市公園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 都市公園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
嬉野総合運動公園(御幸公園)	嬉野市嬉野町大字下宿字一本松甲2834番地	嬉野総合運動公園(御幸公園)	嬉野市嬉野町大字下宿字一本松甲2834番地
鷹ノ巣公園	嬉野市嬉野町大字下宿字三本松甲3083番地	鷹ノ巣公園	嬉野市嬉野町大字下宿字三本松甲3083番地
嬉野松児童公園	嬉野市嬉野町大字下宿字嬉野松乙548番地1	嬉野松児童公園	嬉野市嬉野町大字下宿字嬉野松乙548番地1
野畠公園	嬉野市嬉野町大字下宿字野畠乙1408番地	野畠公園	嬉野市嬉野町大字下宿字野畠乙1408番地
西公園	嬉野市嬉野町大字下宿字屯城丙2524番地	西公園	嬉野市嬉野町大字下宿字屯城丙2524番地
湯ノ田児童公園	嬉野市嬉野町大字下宿字山中丙30番地	湯ノ田児童公園	嬉野市嬉野町大字下宿字山中丙30番地
轟の滝公園	嬉野市嬉野町大字下宿字轟原丙163番地1	轟の滝公園	嬉野市嬉野町大字下宿字轟原丙163番地1
山伏塚児童公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字立石甲466番地1	山伏塚児童公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字立石甲466番地1
立石児童公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字立石園甲358番地	立石児童公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字立石園甲358番地
川端緑地公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字山伏塚甲332番地5	川端緑地公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字山伏塚甲332番地5
曙児童公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字一ノ坂甲67番地2	曙児童公園	嬉野市嬉野町大字岩屋川内字一ノ坂甲67番地2
東公園	嬉野市嬉野町大字下野字小池田甲553番地67	東公園	嬉野市嬉野町大字下野字小池田甲553番地67
吉田公園	嬉野市嬉野町大字吉田字白岩丙3077番地3	吉田公園	嬉野市嬉野町大字吉田字白岩丙3077番地3
皿屋公園	嬉野市嬉野町大字吉田字谷口丁4149番地	皿屋公園	嬉野市嬉野町大字吉田字谷口丁4149番地
嬉野温泉公園	嬉野市嬉野町大字下野字一本椎甲12番地1	嬉野温泉公園	嬉野市嬉野町大字下野字一本椎甲12番地1

花みずき公園	嬉野市嬉野町大字下宿乙2363番地
下宿公園	嬉野市嬉野町大字下宿甲4716番地14
井手川内公園	嬉野市嬉野町大字下野甲5685番地2
龍王公園	嬉野市嬉野町大字下野甲5696番地1
籠原公園	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320番地38

花みずき公園	嬉野市嬉野町大字下宿乙2363番地
下宿公園	嬉野市嬉野町大字下宿甲4716番地14
井手川内公園	嬉野市嬉野町大字下野甲5685番地2
龍王公園	嬉野市嬉野町大字下野甲5696番地1

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、露天営業その他これらに類する行為をすること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しを行うこと。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2~5 (略)

(有料公園施設)

第7条 (略)

2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

別表第1 (第7条関係)

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称	利用時間
轟の滝公園	轟の滝公園球場	午前7時から午後9時30分まで (ナイト利用期間4月1日)

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2~5 (略)

(有料公園施設)

第7条 (略)

別表第1 (第7条関係)

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称	利用時間
轟の滝公園	轟の滝公園球場	午前7時から午後9時30分まで

		から 11月 30 日まで)
轟の滝公園プール	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで (利用期間 7 月 20 日頃から 8 月 31 日まで)	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

別表第2 (第11条、第21条関係)

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

区分	使用料
行商、募金、露天営業	1日 1 平方メートル当たり
その他これらに類するたり	20 円
こと	
業として写真又は映画	
を撮影すること	
興行を行うこと	
競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他	
これらに類する催しを行ふこと	
花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること	
こと	

2~4 (略)

別表第3 (第11条、第21条関係)

1 嬉野総合運動公園使用料

(1)・(2) (略)

(3) 多目的運動広場

区分	使用料 (1時間当たり)
第1	2分割で反面 150 円
第2	全面 200 円

(4) みゆき球場

区分	高校生	一般、大	プロ野球
以下	学生	及	等

轟の滝公園プール	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
----------	-----------------------

別表第2 (第11条、第21条関係)

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

区分	使用料 (1日当たり)
行商、募金その他これらに類する行為	1人又は1平方メートル当たり 25 円
業として写真又は映画を撮影する行為	1人当たり 40 円
興行	1平方メートル当たり 15 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用する行為	1平方メートル当たり 10 円

2~4 (略)

別表第3 (第11条、第21条関係)

1 嬉野総合運動公園使用料

(1)・(2) (略)

(3) 多目的運動広場

区分	使用料 (1時間当たり)
2分割で半面	150 円

(4) みゆき球場

区分	高校生	一般、大	プロ野球
以下	学生	及	等

		び 専 門 学校生			
野 球 場	入場料を徴収	4 0 0	8 0 0	2, 8 0	
	しない場合 (1 時間当たり)	円	円	0 円	
施 設	入場料を徴収	2, 5 0	最高入 場料 × 25 人	最高入場 料 × 1 0 0 人分	
	する場合 (半日 当たり)	0 円	分	分	
野 球 場	スコアボード	2 5 0	5 0 0	1, 0 0	
(1 時間当たり)	円	円	0 円		
選手控室 (1 時 間当たり)	1 5 0	2 5 0	3 0 0 円		
会議室 (1 時間 当たり)	1 5 0	2 5 0	3 0 0 円		
ピッティングマ シン (1 時間当 たり)	1 0 0	2 0 0	5 0 0 円		
冷暖房設備 (1 室 1 時間当た り)			1 0 0 円		
(5) ~ (9) (略)					
2・3 (略)					
		び 専 門 学校生			
野 球 場	入場料を徴収	4 0 0	8 0 0	2, 8 0	
	しない場合 (1 時間当たり)	円	円	0 円	
施 設	入場料を徴収	2, 5 0	最高入 場料 × 25 人	最高入場 料 × 1 0 0 人分	
	する場合 (半日 当たり)	0 円	分	分	
野 球 場	スコアボード	2 5 0	5 0 0	1, 0 0	
(1 時間当たり)	円	円	0 円		
選手控室 (1 時 間当たり)	1 5 0	2 5 0	3 0 0 円		
会議室 (1 時間 当たり)	1 5 0	2 5 0	3 0 0 円		
ピッティングマ シン (1 時間当 たり)	1 0 0	2 0 0	5 0 0 円		
シャワー (1人 1 回)	1 0 0	1 0 0	1 0 0 円		
冷暖房設備 (1 室 1 時間当た り)			1 0 0 円		
(5) ~ (9) (略)					
2・3 (略)					

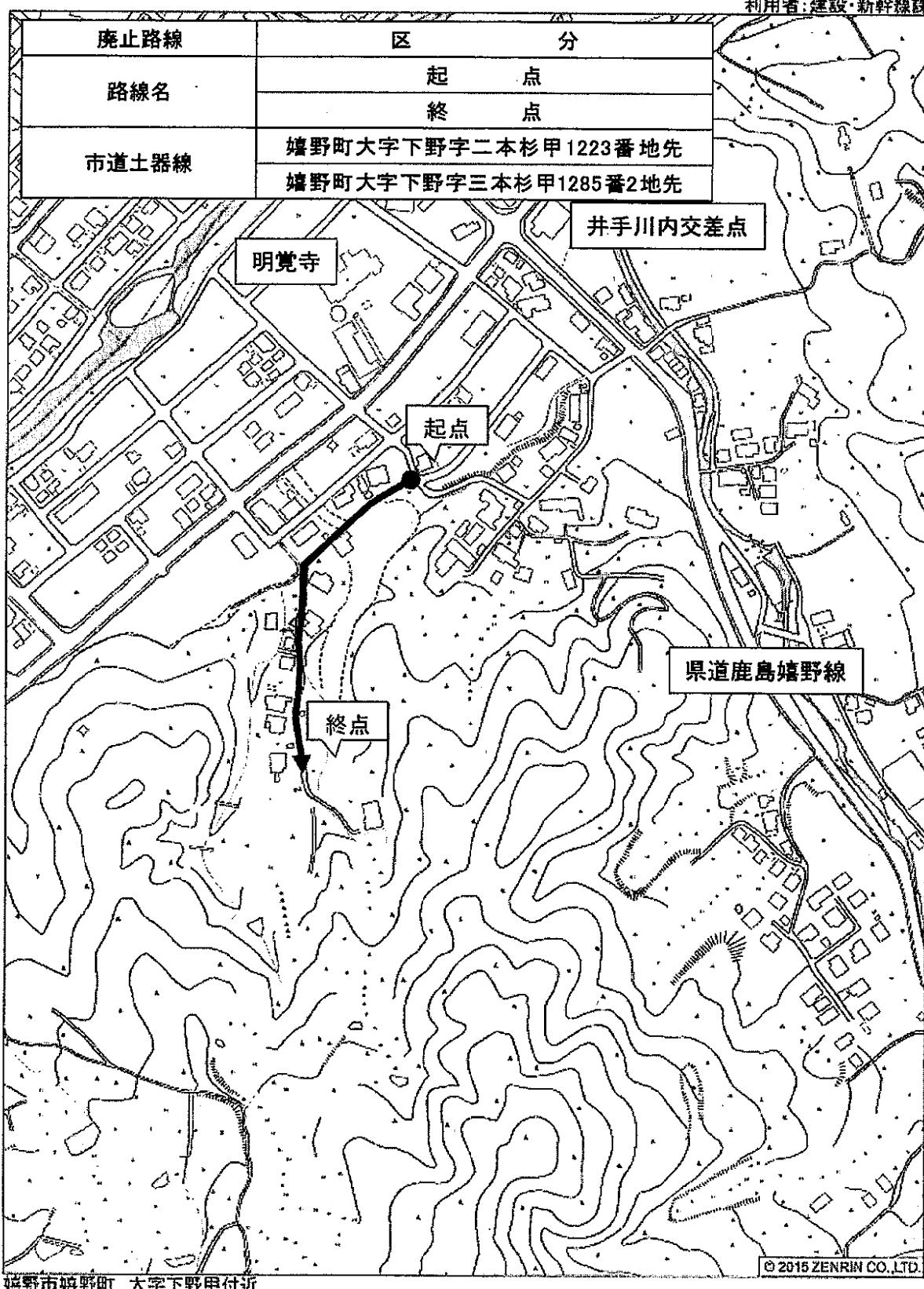
嬉野市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(特定事業場の除害施設の設置等)	(特定事業場の除害施設の設置等)
第16条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。	第16条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) トリクロロエチレン 1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム以下	(10) トリクロロエチレン 1リットルにつき <u>0.3</u> ミリグラム以下
(11)～(26) (略)	(11)～(26) (略)
(27) <u>1・4-ジオキサン</u> 1リットルにつき <u>0.5</u> ミリグラム以下	(27) (略)
(28) (略)	(28) (略)
(29) (略)	(29) (略)
(30) (略)	(30) (略)
(31) (略)	(31) (略)
(32) (略)	(32) (略)
(33) (略)	(33) (略)
(34) (略)	(34) (略)
(35) (略)	(35) (略)
(36) (略)	(36) (略)
(37) (略)	(37) (略)
(38) (略)	(38) (略)
(39) (略)	(39) (略)
(40) (略)	(40) (略)
(41) (略)	(41) (略)
(42) (略)	
2 (略)	2 (略)

市道土器線 位置図(廃止)

201509嬉野市【嬉野市 102図 G-1】

利用者:建設・新幹線課

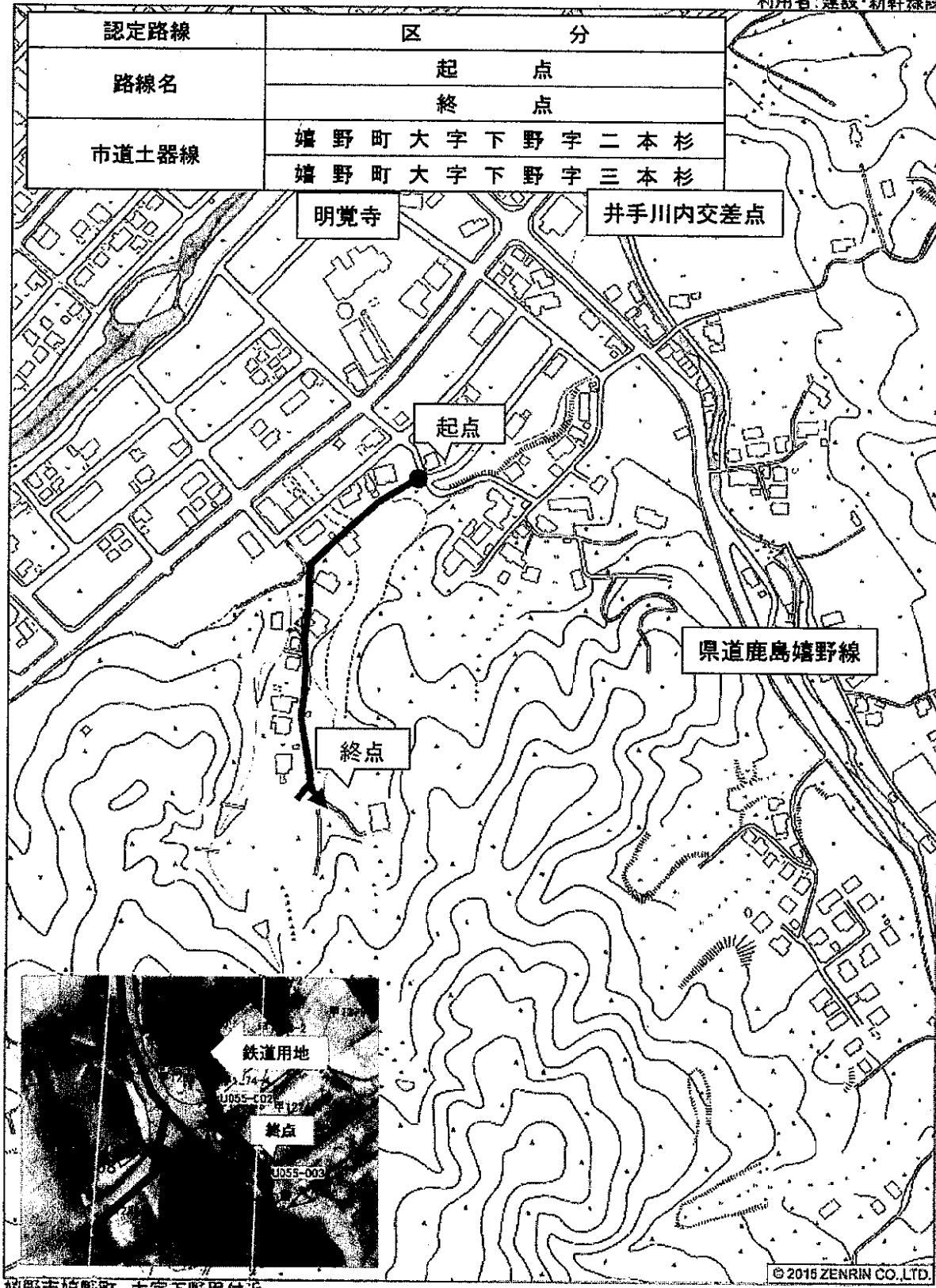


縮尺 1 / 4,000 120m

市道土器線 位置図(認定)

201509嬉野市 [嬉野市 102図 G-1]

利用者:建設・新幹線課



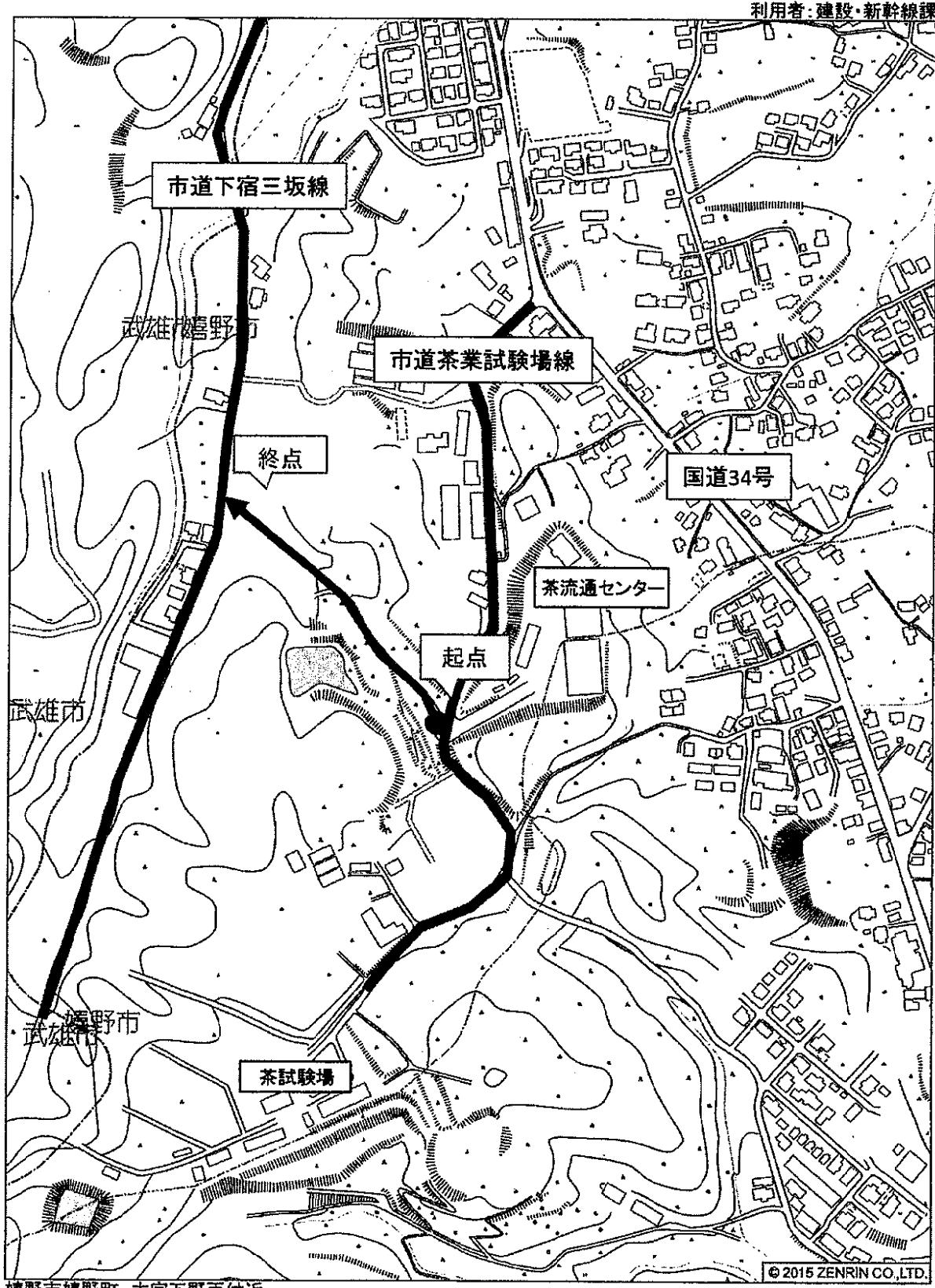
嬉野市嬉野町 大字下野甲付近

縮尺 1 / 4,000 | 120m

市道三坂原南線 位置図(認定)

201509嬉野市 [嬉野市 52図 F-1]

利用者:建設・新幹線課



嬉野市嬉野町 大字下野丙付近

縮尺 1 / 4,000 120m